

公益社団法人日本技術士会近畿本部建設部会【会則】

本会則は、公益社団法人日本技術士会地域組織の設置運営に関する規則（以下「地域規則」という。）第2章第24条に基づき定めたものである。

第1章 総則

（名称）

第1条 本部会の名称は、公益社団法人日本技術士会近畿本部建設部会（以下「部会」という。）とする。

（目的）

第2条 部会は、建設部門の技術士として、技術士法の義務と責務を守り技術の研鑽に励み、技術者倫理の確立と地位の向上を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）専門技術分野に応じ、技術士会の事業活動に協力すること
- （2）建設部門における技術士制度の普及及び啓発に努めること
- （3）技術の研鑽、向上を図るため、講演及び見学等の研修会を開催すること
- （4）その他部会の目的達成に必要な事項

第2章 部会員

（構成）

第4条 部会は、近畿本部管轄地域に属する技術士会正会員及び準会員をもって構成し、正会員は技術士登録による建設部門の資格を有する者、準会員は技術士補となる資格を有する者又は技術士第二次試験において建設部門に合格した者（以下「部会員」という。）とする。

（入会・退会）

第5条 部会員は、前条により部会に入会となる。又、技術士会を退会したとき、部会も退会となる。

（部会会費）

第6条 部会の運営費用は、技術士会統括本部・近畿本部からの補助費（講演会及び見学会等開催）、協賛金及び対外活動費、並びに部会の事業活動における参加費等により運営を図ることを基本とし、部会会費は徴収しない。

第3章 役員等

（役員）

第7条 部会には、次の役員を置く。

幹事 15名以内

（幹事）

第8条 幹事は、第4条の部会員の中から立候補者を募り、選挙にて決定し、近畿本部に報告する

ものとする。ただし、定員に満たない場合は、既に定まった幹事の合議により選任して、近畿本部に報告することができる。

2 幹事は、部会長を補佐する他、部会の中心的活動を行なう。

(参与、名誉幹事及び会計監事)

第9条 参与は、技術士会の理事・監事（以下「統括本部役員」という。）経験者及び部会長・幹事長経験者等の中から部会長の推薦により、幹事会の承認を得て、部会長が委嘱する。

2 名誉幹事は、部会長の推薦により、幹事会の承認を得て、部会長が委嘱する。

3 会計監事は、部会員から幹事会の承認を得て、部会長が委嘱する。

(役職)

第10条 部会には、幹事の中から次の役職を置く。

部会長	1名
副部会長	若干名（必要に応じ）
幹事長(統括本部建設部会との連絡担当幹事を兼ねる。)	1名
副幹事長(統括本部建設部会との連絡担当幹事を兼ねる。)	若干名（必要に応じ）
会計幹事	1名

(選出)

第11条 部会長は、部会に所属する部会幹事の中から互選され、近畿本部長が近畿本部役員会に諮って承認を得て選任する。

2 副部会長は必要に応じ、部会長が委嘱し、部会幹事会の承認を得て近畿本部長に報告する。

3 幹事長は、幹事の互選により選出し、部会長が委嘱する。

4 副幹事長は必要に応じ、幹事長が委嘱し、部会長に報告するとともに部会幹事会の承認を得る。

5 会計幹事は、部会長が部会幹事の中から委嘱し、部会幹事会の承認を得る。

6 部会幹事等の委嘱に際しては、部会長が委嘱状を交付する。役職の者は、役職名をもって部会長が委嘱状を交付する。

(職務)

第12条 部会長は、部会代表として、部会の運営総括並びに議長として、幹事会を招集し、統括本部・近畿本部等の重要事項等について報告等を行う。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 幹事長は、部会に関する懸案事項を処理するとともに、幹事会の議事運営を行う。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行する。

5 会計幹事は、部会の会計を行う。

6 会計監事は、会計監査を行う。

(任期)

第13条 部会長の任期は、1期2ヶ年で3期までとする。

2 幹事の任期は、1期2ヶ年とする。但し、再選を妨げない。幹事に欠員が生じた場合は、第8条により後任を選出し、補充する。

3 幹事が企業内人事異動の場合等、幹事会出席が著しく困難な場合並びに部会長が補充の必要を認め、幹事会の承認を得た場合等は、欠員が生じたものとして前項に準ずる。

4 補充された幹事の任期は、前任の残存期間とする。

- 5 幹事は、役員として任期満了後も後任の就任が決まるまで引き続きその職務を行う。

第4章 部会の会議

(種類)

第14条 部会の会議は、幹事会、部会年次大会及び交流会とする。

(幹事会)

第15条 幹事会は、幹事にて構成され、原則毎月1回開催する。又、部会長は必要に応じ、随時、幹事会を召集することができる。

- 2 幹事は、幹事会に出席するものとする。

出席者への交通費については、予算が確保できる場合に、別途幹事会申し合わせにより支給することができる。

- 3 部会長は必要に応じ、近畿本部役員に、幹事会へ出席及び報告等を求めることができる。

- 4 部会長は必要に応じ、本部及び建設部会以外の部会（以下「他の部会」という。）の部会長等に、幹事会へオブザーバーとして出席を求めることができる。

(審議)

第16条 幹事会は、次の事項を審議し、処理する。

- (1) 統括本部、近畿本部からの諮問事項及び意見具申に関する事項
- (2) 統括本部、近畿本部常設委員会等の技術士会委員会（以下「本部委員会」という。）からの報告事項
- (3) 第2条の目的達成のため、部会内に設置された委員会等（以下「部会委員会」という。）からの報告事項
- (4) 近畿本部及び他の部会との協力事項
- (5) その他部会に関する事項

(議決)

第17条 幹事会の成立は、幹事の2分の1以上の出席を要する。

- 2 幹事会の議決は、出席幹事の過半数をもって決定し、可否同数のときは、部会長がこれを決定する。

(議事録)

第18条 幹事会の審議、報告事項等は、担当の幹事が議事録を作成し、部会長が内容確認後、部会の所要記録媒体(部会ホームページ)に記録し、報告する。

(部会年次大会)

第19条

部会年次大会は、当部会会員の参加により、年次大会を開催することができる。

- 2 年次大会は、当部会における毎年度の事業内容に関する総括的な議題等を取り扱う。
- 3 年次大会の議長は、部会長がこれに当たる。

(交流会)

第20条 交流会は必要に応じ、当部会会員の参加により他の部会との情報交換等を行う。

第5章 部会委員会

(部会委員会)

- 第21条 部会長は必要に応じ、幹事会の承認を得て、部会委員会を設置することができる。
- 2 部会長は、前項により設置された部会委員会に対し、幹事の中から部会委員会委員長、部会委員会委員を選任し、幹事会の承認を得て、委嘱する。
 - 3 部会委員会は、別途制定する「部会委員会【運営要領】」に基づき行動し、幹事が委員として部会委員会の構成員となり、部会活動が活発、円滑に行えるように協力する。

第6章 会計

(会計年度)

- 第22条 部会の会計年度は、技術士会の会計年度に合わせて、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(決算・会計監査)

- 第23条 部会長は、毎会計年度終了後、速やかに収支決算書を作成し、会計監事による会計監査を受け、幹事会に報告しなければならない。

第7章 会則の改廃等

(改廃等)

- 第24条 本会則の改廃及び記載のない事項は、幹事会の議決において定める。

附則

- 1 本会則は、公益社団法人日本技術士会近畿本部役員会承認後、平成25年1月9日より施行する。
- 2 平成27年4月20日第1回幹事会により役員幹事を15名に変更承認。
- 3 本会則の一部を平成30年度第1回幹事会の議決において定め、平成30年度4月1日より施行する。